

冬季北見出張講習のご案内

日程

(株)日立建機教習センター 北海道教習所
石狩市新港中央2丁目766-3
TEL(0133)64-6388 FAX(0133)64-6148

玉掛け技能講習	(19H・15H)	2/2 (土) ~ 4 (月)	3日間
車両系(整地等)	(14H)	2/5 (火) ~ 6 (水)	2日間
フォークリフト運転技能講習	(11H)	2/7 (木) ~ 8 (金)	2日間
	(31H)	2/7 (木) ~ 10 (日)	4日間
車両系(整地等)安全教育	(6H)	2/11 (月) ~ 11 (月)	1日間
小型移動式クレーン	(20H・16H)	2/12 (火) ~ 14 (木)	3日間

講習区分	コース	年齢条件	受講資格	料金(教本含む)	対象機械他
玉掛け技能講習 北労安教第321	19H	18才以上	・玉掛け補助作業等の経験のない方	28,000円	制限荷重1トン以上の揚貨装置、または吊り上げ荷重1トン以上のクレーン/移動式クレーン/デリックの玉掛の業務
	15H		・玉掛け補助作業等の経験はないが、クレーン/移動式クレーン免許所持者、又は小型移動式クレーン技能講習等を修了した方 (修了証のコピーが必要です。)	24,000円	
車両系(整地等)運転技能講習 北労安教第318	14H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育を修了後、小型車両系建設機械の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。) ・大型特殊自動車運転免許がある方	44,000円	機体重量3トン以上 トラクター・ショベル/パワー・ショベル/モーターグレーダ/ブルドーザ/ドラグショベル/クラム・シエル/トレンチャー/ドラグ・ライン/他
フォークリフト運転技能講習 北労安教第325	31H	18才以上	・普通・大型・大特(限定付)免許所有者	52,000円	最大荷重1t以上(上制限なし)
	11H		・大型特殊自動車運転免許所有者…経験不要 ・普通・大型・大特(限定付)免許を所有し、1トン未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後3ヶ月以上の実務経験者 (経験証明、特別教育修了証が必要です)	21,000円	
車両系(整地等)安全教育	6H	18才以上	・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了者で取得後5年を経過している方	11,000円	(修了証のコピーが必要です。)
小型移動式クレーン運転技能講習 北労安教第322	20H	18才以上	・未経験で他の資格がない方	50,000円	吊り上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン 積載型トラッククレーン/他
	16H		・玉掛け又は床上操作式クレーン技能講習修了者。 クレーン運転士免許所持者。	44,000円	

受付時間

講習初日の午前8:00より (玉掛け15Hコース初日12:00より)

学科会場

日立建機日本(株)北見西機材センター(北見市美園518-1)

フォークリフトの学科会場は別会場となります。予約時お問い合わせ下さい。

実技会場は初日に連絡いたします。

当日持参するもの…

学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本)
実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手・防寒具等

受講料は受講開始日1週間前までに
下記へお振込みお願い致します。

三菱東京UFJ銀行
新東京支店(普通)
7760012
(株)日立建機教習センター

予約・受付先

会場の都合や実技規定により定員がございますので、
必ず事前に電話予約を行って下さい。

(株)日立建機教習センター 北海道教習所 (石狩市新港中央2丁目766-3)

TEL: (0133)64-6388

助成金制度のご案内 人材開発支援助成金

(建設労働者技能実習コース)

平成30年10月1日より
北海道労働局への計画届等の提出
が不要となりました。

詳しくは当教習所にお尋ねください。

《受給資格》

- ×(1)資本金3億円以下または従業員300人以下。
 - ×(2)雇用保険料率が12.0/1000に加入。
 - ×(3)受給者が被保険者であること。(入られていない方は減額にて可能な場合があります)
 - ×(4)受講期間中、受講者に賃金が支払われること。
- 注)社長、役員で報酬扱いの方、一人親方及び同居親族のみの建設業者は対象外です。

☆受講申込書はインターネットよりダウンロードできます。

<https://kyosyu.hitachi-kenki.co.jp/hokkaido/index.html>

(ダウンロード→受講申込書より各科目選択してご利用ください。)

下記書類は受講日2週間前まで郵送にて送付ください。

☆受講申込書・写真(3×2.4)2枚・自動車運転免許証・受講に必要な資格証(両面コピー)・・・受講資格参照

その他

※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、旧修了証をご持参下さい。

※一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方はFAX(0133)64-6148にて事前に確認をします。